



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年12月6日火曜日 第2325号

◇ 目 次 ◇ 告 示

解除予定保安林にする旨の通知.....	1003
保安林の指定の解除.....	1003
新たな土地改良事業の施行の認可.....	1003
市営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	1003
開発行為に関する工事の完了.....	1003
道路の供用開始（県道網代鳥越線）.....	1003
道路の供用開始（県道後柿之浦線）.....	1004

告 示

○愛媛県告示第1394号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年12月6日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
大洲市肱川町山鳥坂449の3、510の4
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1395号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年12月6日

愛媛県知事 中村時広

- 解除に係る保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡下字原田丁230の23、丁234の7、丁244の2、丁244の3、丁249の8から丁249の10まで

- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1396号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・辻堂地区）の施行を平成23年11月29日認可した。

平成23年12月6日

愛媛県東予地方局長 沖 哲志

○愛媛県告示第1397号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、西条市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・天神地区）の施行を平成23年11月29日同意した。

平成23年12月6日

愛媛県東予地方局長 沖 哲志

○愛媛県告示第1398号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、西条市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・幸の木地区）の施行を平成23年11月29日同意した。

平成23年12月6日

愛媛県東予地方局長 沖 哲志

○愛媛県告示第1399号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年12月6日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建（開）第45号 平成23年11月28日	伊予郡松前町大字大溝字叶田294番9	松山市西長戸町57番地 忽那幸造

○愛媛県告示第1400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋3番1	平成23年12月6日

○愛媛県告示第1401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部及び愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	後柿之浦線	宇和島市津島町成475番3から 同町成479番まで	平成23年12月6日